

# 社会福祉法人六戸町社会福祉協議会 六戸町移送サービス事業実施要綱

設 置	平成10年 4月 1日	一部改正	平成19年12月 5日
一部改正	平成14年 9月30日	一部改正	平成28年 3月29日
一部改正	平成15年 4月 1日	一部改正	平成30年 1月31日
一部改正	平成17年 3月24日	一部改正	令和 元年 9月11日

## (目 的)

第1条 この要綱は、家庭において移送することが困難な老人及び身体障害者に対して、移送サービス用自動車（以下「移送車」という。）を利用して移送サービスを行うことにより、在宅での要介護者、障害者等の福祉向上を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人六戸町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）とする。

## (利用の範囲)

第3条 移送車を利用できる者は、六戸町内に住所を有する次の各号に定める者で本会会員規程による会員とし、毎年度納入するものとする。

ただし、利用することによって身体に異常をきたす恐れのある者は除く。

- (1) 要介護認定を受けていて外出に援助を有する者。
- (2) 身体障害者、その他の障害があり外出に援助を有する者。
- (3) その他、特に会長が認めた者。

## (介護者)

第4条 移送サービスの利用者（以下「利用者」という。）は、介護者の添乗を原則とする。

## (運 行)

第5条 移送車の運行業務は概ね次のとおりとする。

- (1) 医師の診断、治療を受けるための通院、入退院、その他必要な外出の援助。
- (2) 運行範囲は、六戸町、十和田市（旧十和田市）、三沢市、おいらせ町、東北町（旧上北町）、五戸町、八戸市（長苗代、田面木地区）とする。ただし、発着は六戸町とする。
- (3) その他社協会長が認めたとき。

第6条 移送車の運行休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始
- (4) その他特別な事由が発生した場合

2 移送車の運行時間は、午前8時30分から午後5時までの時間内とする。

3 前項の規定は、社協会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用手続き及び経費)

第7条 移送車を利用しようとする者は、申込書兼登録書により申請しなければならない。

申込書兼登録書は毎年度提出するものとする。

2 社協会長は、前項の申込を受けたときは、速やかにその可否を決定し、利用申込者に電話等によって通知しなければならない。

3 利用料は実費程度とし、1回あたり(片道)次の区分の他、有料道路及び有料駐車場を利用するときは、利用者の負担とする。

利用料	3 km未満	300円
〃	3 km～5 km未満	500円
〃	5 km～10 km未満	1,100円
〃	10 km～15 km未満	1,600円
〃	15 km～20 km未満	2,200円
〃	20 km～25 km未満	2,700円
〃	25 km～30 km未満	3,300円
〃	30 km～35 km未満	3,800円
〃	35 km～40 km未満	4,400円

40 km以上の場合、10 km増すごとに500円を追加する。

(賠償責任)

第8条 業務の実施により、利用者に損害を与えたときは、その責任を負うものとする。その損害賠償については、全国社会福祉協議会送迎サービス補償の範囲内とする。ただし、利用者の故意または重大な過失によるものについては、すべて利用者の責任とする。

2 事故にともなう事務は、運行管理者が処理するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成14年9月30日から施行する。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

なお、六戸町福祉有償運送運営協議会からの許可後に適用する。